ひとり親世帯申立書

令和　　年　　月　　日

（注）この申立書は児童扶養手当を受給していない方が、その家庭状況の事実についての申し立てに用いるものです。
<u>児童扶養手当を受給されている方はこの申立書を提出する必要はありません。</u>

江東区福祉事務所長　殿

下記のとおり、家庭状況について虚偽なく申し立てます。

住　　所	
保護者名	
フリガナ	
児童氏名	
児童生年月日	
在園中の保育所等名 又は第一希望園	

ひとり親の理由	1□　死別　：　　年　　月　　日死去
	2□　離婚　：　　年　　月　　日離婚 住民票の異動：　□している　□していない
	3□　未婚（婚姻した事がない）（※１）
	4□　離婚調停中（※2）　：　　年　　月　　日調停開始（予定）
	5□　その他の理由 □　失踪（※3）　：　　年　　月　　日から失踪 捜索願提出日：　　年　　月　　日 捜索願提出先：　　受理番号： □　拘留（※4）　：　　年　　月　　日から拘留
同居者の有無	□　無（母子・父子のみ） □　有 ・・・ □祖父母等親族と同居　□その他の者と同居（　　）
事実上の配偶者の有無（※５）	□　無（母子・父子のみ） □　有 （氏名：　　生年月日：　　住所：　　）
児童扶養手当を受給していない理由	□　本人または同居する親族の所得が所得制限を超えているため。 □　その他 （　　）

＜その他の申し立て事項＞

※１　未婚とは、婚姻をしたことがないことをいい、現在、婚姻していないことではありません。
※２　離婚調停中の場合は、「調停期日通知書」等の調停中であることを証明する書類の添付が必要です。
※３　失踪で、捜索願の届出がない場合は、ひとり親とはみなしません。なお、捜索願の提出については、警察署に確認を行います。
※４　拘留の場合、拘留中であることを証明する書類の添付が必要です。
※５　死別、離婚または未婚であっても、事実上の配偶者(※)がいる場合は原則、ひとり親とはみなしません。
※ 事実上の配偶者は、以下の場合に該当する異性のことです。
●住民票上同一住所地にいること
●住民票上同一住所地になくとも実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計の補助があること